

剣淵町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	3,578	3,653,944	122,362	718,781	19.7	708,306

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与 費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	慰・職給	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	83	292,315	53,490	105,247	451,052	5,434	5,466

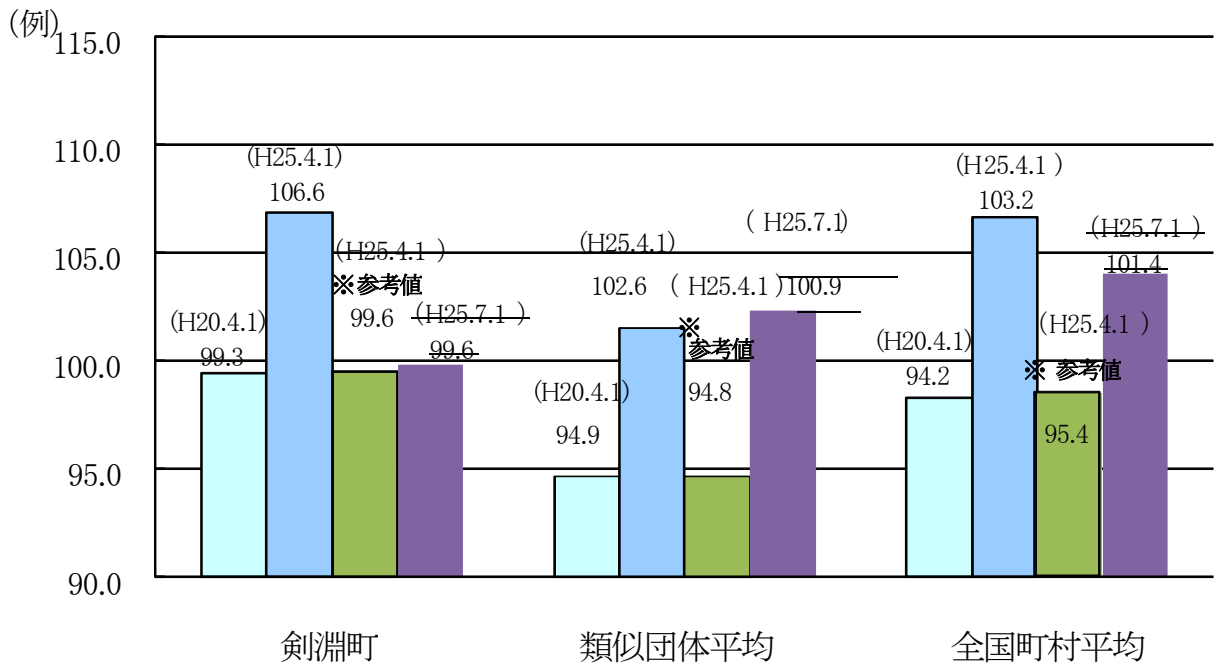
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 職員数は及び給与費は高等学校（町立）教員が含まれる。。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額 措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
未実施	従前から人員削減による総人件費抑制等を行っているため

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円	円	円 (%)	%	%	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月	月	月	月	月	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
剣淵町	40.6 歳	315,600 円	358,400 円	円
北海道	45.4 歳	330,736 円	396,556 円	374,715 円
国	43.1 歳	307,220 円 (33,416 円)	—	376,257 円 (405,463 円)
類似団体	41.9 歳	306,972 円	345,188 円	336,473 円

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
剣淵町	35.1歳	291,400円	341,177 円
北海道	44.8歳	382,925円	442,634 円
類似団体	37.6歳	316,415円	371,958 円

- 注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	163,987 円 (172,200)
	高校卒	140,100 円	134,496 円	133,418 円 (140,100)
教育職	大学卒	185,088円	—	—
	高校卒	—	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

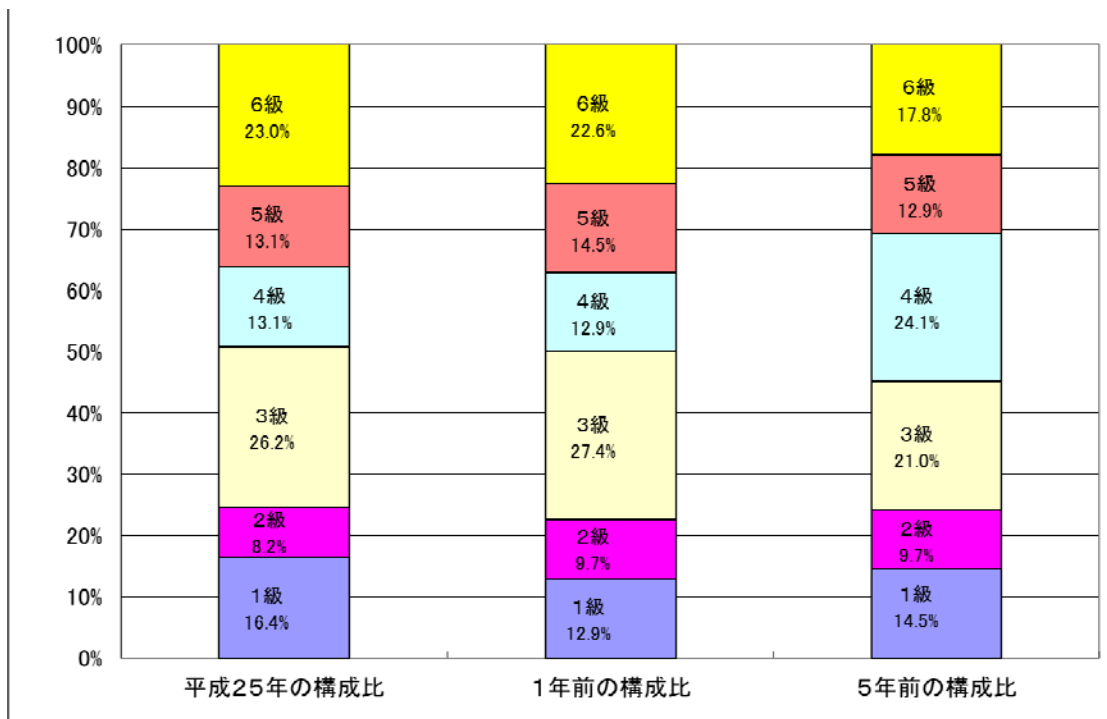
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,600 円	315,400 円	— 円	423,300 円
	高校卒	254,300 円	333,100 円	377,000 円	400,700 円
	中学卒	円	円	円	円
教育職	大学卒	242,100 円	359,300 円	383,747 円	430,066 円
	高校卒	184,200 円	円	383,747 円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長等の職務	14人	23.0%	320,600円	430,100円
5級	困難な業務を処理する課長補佐等の職務	8人	13.1%	289,200円	414,100円
4級	課長補佐等の職務 特に困難な業務を処理する係長等の職務	8人	13.1%	261,900円	404,400円
3級	係長等の職務 困難な業務を処理する係長等の職務	16人	26.2%	222,900円	358,200円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5人	8.2%	185,800円	307,400円
1級	定型的な業務を行う職務 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	10人	16.4%	135,600円	243,700円

- (注) 1 剣淵町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を導入していないため、昇給に差を設けていません。（病気休暇者等を除く。）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

剣 淵 町	北 海 道	国
1人当たりの平均支給額(24年度) 1, 2 8 6 千円	1人当たりの平均支給額(24年度) 1, 5 5 2 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階 職務の級等による加算措置 役職加算 4～10% 管理職加算 —	(加算措置の状況) 職制上の段階 職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階 職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度を導入していないため、昇給率に差を設けていません。（病気休暇者等を除く。）

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

剣 淵 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 13, 529 千円	その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	0 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	4,531,200円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	433,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	11.5%		
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務 （24年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	町税事務従事職員	賦課徴収業務（出張）	日額 250円
野犬掃とう業務手当	野犬掃とう業務に従事した職員	野犬掃とう業務	日額 500円
蜂駆除業務手当	蜂駆除業務に従事した職員	蜂駆除業務	日額 500円
診療所長手当	町立診療所長	町立診療所長業務	月額 350,000円
防疫等作業手当	医師、作業に従事した職員	感染症患者又は感染症の疑いのある患者の収容及び防疫作業業務	医師 日額 1,000円 職員 日額 500円
精神衛生業務手当	在宅精神病患者を訪問し、医師、業務に従事した職員	精神衛生業務	医師 日額 1,000円 職員 日額 500円
在宅診療手当	医師	往診	国の定める住宅診療料の40/100
高等学校教員については、北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の例による。			

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	7,010千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	150千円
支給実績（平成23年度決算）	10,230千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	170千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成24年度決算）	職員1人当たり平均支給年額 （平成24年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・16歳～22歳 5,000円加算	同		979千円	199,795円
住居手当	借家の場合 （家賃が12,000円以上） ・27,000円を上限に支給 持家の場合 ・7,500円	異	国は持家手当 無	7,310千円	117,903円

通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上である職員に支給 ・交通機関等利用者 運賃相当額(55,000円限度) ・自動車等使用者 通勤距離に応じ 2,000円～24,500円	同		1,190千円	91,538円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回につき 4,200円	同		951千円	79,200円
単身赴任手当	単身赴任している職員に支給 23,000円(距離により6,000円～45,000円加算)	同		0千円	0円
寒冷地手当	世帯区分に応じて支給(11月～3月) 扶養親族のある世帯主職員 月 26,380円 その他の世帯主職員 月 14,580円 その他の職員 月 14,580円	同		7,730千円	81,368円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) ・課長及び課長相当職 35,000円 ・課長補左及び課長補左相当職 25,000円	異		10,040千円	334,666円

(注) 上記の「内容及び支給単価」は一般職員の例であり、高等学校教員の手当は「北海道学校職員の給与に関する条例」の例による。支給実績等は、一般会計(高等学校教員を含む)、各特別会計の支給実績による。なお、宿日直手当は高等学校教員の支給実績等による。

5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長 副町長	677,000 円 573,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
			787,000 円 / 495,000 円 647,000 円 / 421,500 円	
報 酬	議 長	231,000 円	310,000 円 / 171,000 円	
	副議長	182,000 円	251,000 円 / 119,000 円	
	議 員	159,000 円	230,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	町 長 副町長	(24年度支給割合) 3.95 月分		
	議 長 副議長 議 員	(24年度支給割合) 3.95 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 677 千円×5.126×在職年数	(1期の手当額) 13,881 千円	(支給時期) 任期毎
	副町長	573 千円×3.234×在職年数	7,412 千円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

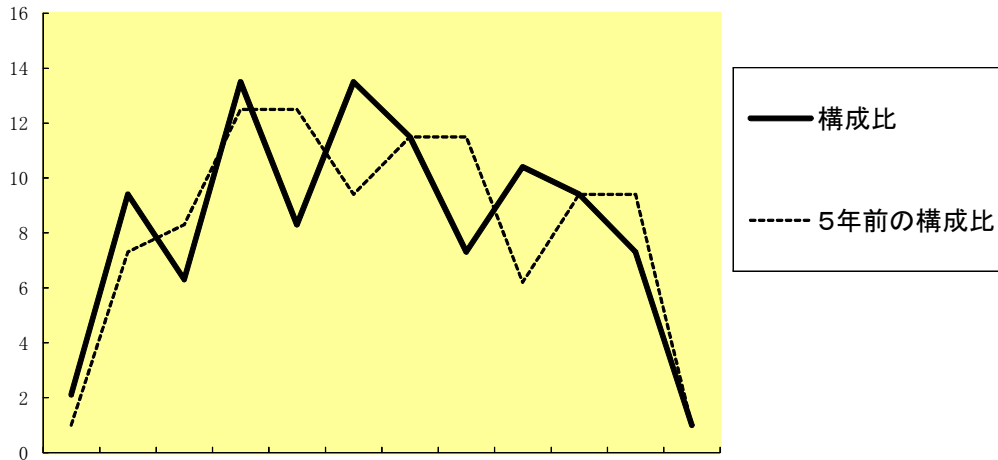
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2		
		総務	15	16	△1	総務課減
		税務	3	3		
		労働				
		農林水産	10	10		
		商工	2	2		
		土木	6	7	△1	建設課減
		民生	13	12	1	住民課増
		衛生	7	7		
	計	58	59	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 162.10人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 169.79人)	
		教育部門	24	25	△1	高校期限付教員配置の減
	消防部門					
	小計	82	84	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 229.18人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 204.38人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	5	5			
	水道	2	2			
	交通					
	下水道	2	2			
	その他	5	5			
	小計	14	14			
合 計		96 [150]	98 [150]	△2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 268.30人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 教育部門に教育長及び高等学校教員を含まれる。
 4 消防支署職員は含まない。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）

(例) %



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	8人	12人	12人	9人	11人	11人	6人	9人	9人	1人	96人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	58	57	57	57	59	58	0(%)
教育	24	22	23	22	25	24	0(%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(%)
普通会計	82	79	80	79	84	82	0(%)
公営企業等会計	14	14	14	14	14	14	0(%)
総合計	96	93	94	93	98	96	0(%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 職員数は、教育長・高等学校教員を含む数である。